

指名停止措置簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
山本でんき有限会社	代表取締役 山本 雄大	高知県知事許可 (般-5)第8729号	宿毛市錦745

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年10月1日から令和7年11月30日まで (2月)
指名停止の理由	<p>当該業者は、幡多土木事務所発注の「沖の島漁港 漁港施設改修工事（漁管第12-27-1号）」の競争入札に関し、令和7年9月9日に落札したにもかかわらず、当初配置予定の主任技術者の配置が困難となったとして契約を辞退したため。</p> <p>※該当条項</p> <p>高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第21号（不正又は不誠実な行為）に該当</p> <p>同要綱の取扱いの別表第2関係6の（1）付表の2（落札決定後辞退）に該当</p>

□